

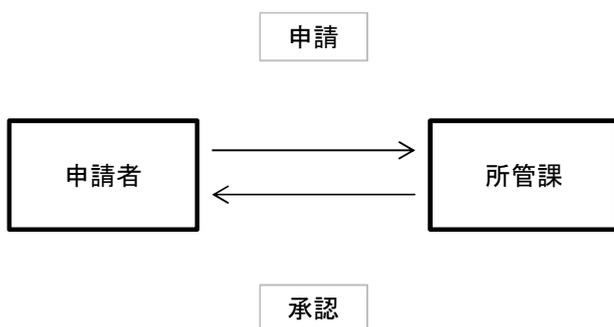
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 18

処 分 名	宅地以外の土地を管理する者の承認	
処 分 の 概 要	公共施設用地を施行地区に編入する場合に承認する。	
根 拠 法 令 名	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）	
条 項	第7条	
所 管 課	都市デザイン課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標 準 処 理 期 間	計	未設定
審 査 基 準	未設定	
<p>【根拠法令等】 土地区画整理法 （宅地以外の土地を管理する者の承認） 第七条 第四条第一項の事業計画を定めようとする者は、宅地以外の土地を施行地区に編入する場合においては、当該土地を管理する者の承認を得なければならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。